

葛飾区スタジアム構想事業検討委員会設置要綱

8 葛政政第 119 号
令和 8 年 6 月 11 日
区長決裁

(設置)

第 1 条 葛飾区スタジアム整備に係るあるべき姿及びスタジアム構想の策定に向けた検討をするため、葛飾区スタジアム構想事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 葛飾区スタジアム整備に係るあるべき姿及びスタジアム構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、委員のうちから選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、委員会への出席に当たり、対面による出席に代えて、映像と音声の相互送受信による方法を活用した出席（以下「オンライン出席」という。）を認めるものとする。

- 4 オンライン出席を希望する者は、原則として委員会開催日の3日前までにオンライン出席する旨を委員長に報告しなければならない。
- 5 オンライン出席をする者（以下「オンライン出席者」という。）は、自己の責任において、本人の映像又は音声が常に確認できる通信環境及びセキュリティ環境を確保しなければならない。
- 6 前項の規定による通信環境及びセキュリティ環境の確保のために要する一切の費用は、オンライン出席者の負担とする。
- 7 オンライン出席者は、委員会に直接関係のない者が映像に映り、及び当該者の音声が入りこまないように努めなければならない。
- 8 委員長は、オンライン出席者が対面式と同様の秩序を保持できないと判断した場合は退席扱いとし、回線の切断措置を講じることができる。
- 9 委員長は、議事内容が軽易であり、書面により明確に理解できるときは、書面により委員の意見を求め、これをもって会議に代えることができる。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（資料の提出等の求め）

第7条 委員会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。